令和６年度第１回東久留米市地域自立支援協議会

令和６年５月２２日

【地域支援係長】

　皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより、令和６年度第１回東久留米市地域自立支援協議会をはじめさせていただきます。

　それでは、まず初めに委員の出欠についてです。事前に斎藤委員、石渡委員より欠席する旨の連絡がありました。また、鈴木委員より、１時間ほど遅れて御参加されると御連絡がありました。

　続きまして、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料を御確認ください。一番上にありますのが本日の次第でございます。記載はございませんが、終了予定時刻は３時半を予定しております。

　続きまして、資料１、東久留米市地域自立支援協議会委員名簿（専門部会）（案）でございます。

　続きまして、資料２、東久留米市地域自立支援協議会設置要綱でございます。

　続きまして、資料３、日中サービス支援型指定共同生活援助事業に係る評価結果通知書（案）。

　最後に、資料４、青年・成人期の余暇活動の検討についてでございます。

　また、村山委員より、相談支援専門員からの聞き取りによる障害者の余暇に関する課題の資料をいただきましたので、机上にて配付しております。

　それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず初めに、福祉保健部長の中谷より御挨拶申し上げます。

【福祉保健部長】　　皆様、改めまして、こんにちは。この４月から、福祉保健部長に着任いたしました中谷と申します。よろしくお願いいたします。

　本日、市長がほかの公務で欠席させていただいておりまして、市長に代わりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

　皆様におかれまして、日頃より、障害福祉施策の推進に御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。東久留米市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第８９条の３の規定に基づきまして、平成２４年１０月から、この協議会が設置されているものでございます。本年４月１日に、同法の改正がございまして、協議会の役割、機能に見直しが図られております。

　見直しの内容といたしましては、個から地域への取組により地域づくりを進めていくこと。地域の関係機関等に情報提供や意見表明等の協力を求めることができることとされたこと。協議会関係者に守秘義務が課せられたことの３点がございます。こうした改正を受けまして、本市におきましても設置要綱を改正しまして、後ほど、事務局から説明させていただきますが、事務局機能として相談支援事業連絡会議を新設する等の見直しを行ったところでございます。

　委員の皆様にはこれまでも多くの御意見、また、御提言をいただいているところでございます。今後も障害福祉施策の推進に向けまして、活発に御議論、また御協議いただけると幸いに存じます。このことをお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　続きまして、委嘱書の交付です。今年度は委員の交代がございました。また、新たな任期に伴いまして、委嘱書を交付させていただきます。本来であれば、市長より直接手渡しで交付させていただくところですが、市長がほかの公務により欠席のため、机上配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

　会を進めるに当たっての注意事項をお伝えさせていただきます。この会では議事録を策定いたしますので、発言のときは、お名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際は着席のままで結構でございます。

　それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日は、第１回ということですので、委員の方の自己紹介から始めさせていただきたいと思います。机の順で進めさせていただければと思いますので、村山委員から、河野委員と反時計回りで自己紹介をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】　　東京学芸大学で教員をしております村山と申します。よろしくお願いいたします。特別支援教育の研究教育に携わっております。先ほど、事務局からも御紹介いただきましたが、手前みそで大変恐縮ですが、共同研究で余暇についても研究の結果をまとめましたので、配付させていただきました。昨季からここでも話題になっておりまして、ちょうどそこに少し関わる、参考にしていただけるかなと思いまして、提供させていただいた次第です。お目通しいただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　お世話になります。さいわい福祉センター所長の河野と申します。去年より引き続きまたお世話になりました。また今後ともよろしくお願いいたします。

【委員】　　社会福祉法人イリアンソスの理事長の磯部です。よろしくお願いします。４月から報酬改定があっていろいろと事業所運営も協議しているんですけれども、障害のある人たちの暮らしや活動を守っていくというのは、結構これから大変になってくると思うので、自立支援協議会の中でそういう視点で制度もあるし、インフォーマルの部分も含めて議論して、つくり上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】　　武蔵野の里の渡邊と申します。皆さん御存じのように、長く高原が関わっておりましたけれども、高原が個人的事情で３月末で辞めたものですから、私が委員として加わることになりました。武蔵野の里の各事業者の施設長をしております。よろしくお願いいたします。

【委員】　　ＮＰＯ法人ゆうの代表をしております有馬です。協議会の委員は長くやらせていただいて、何かお手伝いができることがあればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】　　東久留米市手をつなぐ親の会の会長をしております堀野めぐみと申します。親の会は、先週、第５７回の総会を終了いたしまして、無事全ての議事が承認されました。ありがとうございました。合理的配慮がますます浸透して、今年の４月から民間の事業所でも合理的配慮が義務化することになりましたので、私たち親の会としても合理的配慮にあぐらをかかずに、合理的配慮をしてもらって当たり前という態度ではなくて、地域の皆さんとか行政の方とかと一緒に、また共生社会を目指していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】　　地域生活支援センターめるくまーる、小林と申します。市の委託業務である地域活動支援センターと相談支援事業所、あとは特定相談、計画相談などは地域移行というのと一般相談というものを兼務でやっております。よろしくお願いいたします。主たる障害は、精神障害者の方を対象にやっております。よろしくお願いします。

【委員】　　初めて参りました。蒼空会の役員やっております清水と申します。当事者の母親でありまして、ただの主婦でございます。よろしくお願いします。

【委員】　　東久留米特別支援学校進路担当の小田部と申します。先ほど、学校のパンフレットをお配りさせていただきましたが、東久留米に学校開校しまして４年目となります。昨年初めて職能開発科という全員就職を目指すタイプの学科の卒業生を出しました。また、新年度になりまして、東久留米市は、普通科という学区域が決まっている学科があるのですが、そちらでは、東久留米の生徒さんが４０人ほどおります。それから、職務開発科のほうは１１人ということで、５０名ぐらいの東久留米市に在住の方が本校に通ってきています。普通科は全部で１５２名という状態になっておりますし、職能開発科は、定員がありますが、その中で進路変更とかもありますので、１１８名の生徒が今年度４月から学習をしてきているところでございます。

　東久留米の普通科のほうの３年生については１３名、生活介護を考えている方が多くて、その辺りでなかなか進路先が厳しいという話を聞いております。また、進路って選んでいく時代になってきたというところ、私たち大事にしています。そういったところで、いろいろな施設さんはあるんですけど、やはり自分の子供に合うかな、生徒さんそのものがもう自分がここで活躍したいかなと考えていくような、そんなような時代になってきて、選ばれる施設、選ばれない施設というのが出てきたというのも、正直言うと感想として今持っているところです。また、今年度、お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　遅くなってすみません。お世話になっております。多摩小平保健所の保健師の鈴木と申します。こちらの保健所のほうでは精神の方ですとか難病の方、あと重症心身障害児の方ですとか医ケア児の方の個別支援から、関係者の方々と御一緒に地域の課題などを抽出させていただいて、それを解決するためにはどうすればいいのかといったところを一緒に考えさせていただきたいと思っておりますので、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　こんにちは。民生委員の西山久美子と申します。前期途中で、１年だけ参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【委員】　　こんにちは、滝山団地に住んでいる松本健彦と申します。ここには、障害者当事者ということで参加しております。内部疾患があります。８０歳を過ぎましたので、お手柔らかにお願いいたします。

　以上です。

【委員】　　社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会の岡野です。引き続き、こちらのほうに委員として参りました。私の仕事としましては、成年後見、地域福祉権利擁護事業ということで、判断能力の低下による支援の事業に対して、東京都の委託、東久留米市からの委託という形で、事業に関わっております。特に最近のお話ですと、精神障害のある方からの相談が、直接本人からではなくて関係者からの相談ですが、日常の金銭管理ができない、書類の手続ができていないというところで、それぞれの関係機関から御相談を受けて対応させていただいていますけれども、なかなか次のステップに踏み込めないという方が多くて、大体訪問だけして支援が終わるともうそれで利用しないという方が大半だというふうに思っております。

　成年後見につきましては、精神障害の方、知的障害、身体障害者の方のみ場合は利用できませんので、あくまでも判断能力の低下が見られるか、見られないかというところで、総合的な相談に乗っておりますので、これからも社協にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　皆さん、ありがとうございました。

　次に、事務局も自己紹介をさせていただきます。まず、先ほど御挨拶いただきました、福祉保健部長の中谷でございます。

【福祉保健部長】　　よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　続きまして、障害福祉課の課長、飯田でございます。

【障害福祉課長】　　よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　管理係長の畠山でございます。

【管理係長】　　よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　福祉支援係長の内藤でございます。

【福祉支援係長】　　よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　精神担当の主査の藤でございます。

【主査】　　藤と申します。よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　わかくさ学園園長の宮沢でございます。

【わかくさ学園長】　　よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　最後に、私は地域支援係長の北原でございます。これから１年間よろしくお願いいたします。

　それでは、次に会長の互選と副会長の指名に移らせていただきます。障害福祉課長より、御説明させていただきます。

【障害福祉課長】　　改めまして、障害福祉課長の飯田でございます。

　本協議会につきましては、東久留米市地域自立支援協議会設置要綱によりまして、必要な事項を定めているところでございます。配付している資料の２になります。会議を進めるに当たりまして、会務を総理する会長を選出する必要がございます。設置要綱第４の規定により、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名するとされてございます。この規定に基づきまして、会長は委員の皆様から互選により選出していただければと思っております。委員の皆様の御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】　　昨年から引き続きで、村山委員にお願いできたらと思っています。よろしくお願いいたします。

【障害福祉課長】　　ありがとうございます。ただいま、村山委員ということでお話がございました。ほかに御意見等はございますでしょうか。

　特に御意見がないようでしたら、村山委員に会長をという御推薦でございます。御異議なければ、拍手をもって御承認いただければと思います。

（　拍　　手　）

【障害福祉課長】　　ありがとうございます。それでは、村山会長におかれましては、規定によりまして、副会長の御指名をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】　　改めまして、村山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。副会長でございますが、昨季からの継続性も重視したいと考えておりますので、引き続き磯部委員にお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害福祉課長】　　会長の御指名で、磯部委員ということでございます。磯部副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　それでは、村山会長には会長の席に御移動いただきまして、会長就任の御挨拶とこれからの会議の進行をお願いできればと思います。

【会長】　　改めまして、村山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　昨季から引き続きということで、先ほど委員の皆様からも短く御挨拶をいただきましたけれども、課題は山ほどあるわけで、協議の時間が少しでもとれることが大事かなと考えております。できるだけスムーズな議事の進行と交通整理をして、皆様からの御意見をたくさんいただけるように、努めてまいりたいと思いますので、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、ここからの議事を私のほうで進めさせていただきますが、その前に、傍聴の希望者がおられるか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【地域支援係長】　　本日はございません。

【会長】　　ありがとうございます。通常ですと、傍聴の希望が事前に事務局に来て、基本的にはお認めするということになっていると思いますが、本日は希望者がおられないということですので、このまま進めさせていただきたいと思います。

　それでは、次第の４番の協議事項です。

　まず、１）番の部会の構成についてです。事務局より説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】　　障害福祉課長、飯田でございます。部会の構成について御説明させていただきたいと思います。

　資料の１を御覧ください。当協議会では住みよいまちづくり部会、こども部会、就労部会の３つの専門部会がございます。会長を除く全ての委員に３つの専門部会のいずれかに所属をいただくという形になってございます。部会につきましては、昨年度までの状況をベースにしまして、事務局で案を作成させていただいております。

　今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますが、基本的には前回と同様の部会、少し調整をさせていただいているものはございますけれども、このような形でお示しさせていただいております。また、部会長につきましては、備考欄に部会長という形で表記をさせていただいております。こちらが事務局としての案となりますけれども、皆様の御意見を頂戴できればと考えてございます。

　なお、住みよいまちづくり部会の関係といたしまして、管理係長の畠山が担当いたします。また、こども部会はわかくさ学園園長の宮沢、就労部会は地域支援係長の北原が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】　　ありがとうございました。それでは、委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。特に御意見がなければ、部会の所属につきましては資料の１のとおり、事務局からの案のとおりに決定させていただき、（案）の部分をとらせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、続きまして、協議事項２）番、事務局会議及び相談支援事業連絡会議についてです。事務局から説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】　　資料２、地域自立支援協議会設置要綱を御覧ください。

　先ほど冒頭の部長の御挨拶でも申し上げましたけれども、今回、総合支援法の改正等を受けまして、この設置要綱の改正を行っております。改正内容につきましては、前回の地域自立支援協議会で御説明をさせていただいているとおりでございますけれども、改めまして、大きな変更点といたしまして、第７に専門部会を明記させていただいております。また、今回御説明申し上げるのは第８、事務局機能というところでございますけれども、こちらに、事務局機能として事務局会議、相談支援事業連絡会議という形で、２つの会議を新たに置くことを明記してございます。

　事務局会議に関しましては、以前は運営協議会という形で、各部会長の方と事務局とで構成するような形で、事前のこの本会の準備を行ってまいりましたが、今回、事務局会議という形で、メンバーとしましては会長、それから先ほど決めていただきました部会の部会長、事務局、それから、次に説明いたします相談支援事業連絡会議から代表にお一人出ていただきまして、基本的には、この地域自立支援協議会の内容につきまして、事前に準備をするといったもので考えてございます。

　また、（２）のほうで、相談支援事業連絡会議というものを設置しております。こちらに関しましては、以前まで、施設代表者会の下部組織でありました相談支援部会というものがございましたけれども、中身としてはそちらのメンバーという形で、月１回程度の会議を行って、市内の相談支援事業の課題について検討するといった会議になってございます。

　今回、地域自立支援協議会の事務局として、新たに設置をさせていただきましたのは、相談支援事業連絡会議の中で出てきた地域の課題を必要に応じて、事務局会議に上げていただきまして、それを本会で検討していくといった流れで、さらに地域の課題を地域自立支援協議会の中で検討ができるような体制に整備するためにこういった事務局機能を要綱上、整理をさせていただく形になります。

　説明は以上です。

【会長】　　ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

　特に、御意見なければ、今、事務局から説明があったとおり、この形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

　それでは続きまして、協議事項３）日中サービス支援型指定共同生活支援事業者の評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。

【地域支援係長】　　資料３を御覧ください。資料３は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業に係る評価結果通知書（案）というものになります。こちらについて御説明させていただきます。

　本市におきましては、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況について、評価等に関する実施要領を作成しております。これに基づき、前回開催の協議会において、評価を行っていただいた内容をまとめさせていただき、評価通知書を作成しましたので、今回、皆さんの御意見をいただければと思います。

　では、評価通知書の結果通知書、御説明をさせていただきます。

　まず、宛先が株式会社恵になります。

　事業所名が、グループホームふわふわ東久留米です。

　２番、事業所所在地が東久留米市八幡町２－７－４４。

　事業の開始年月日が令和５年６月１日。

　４番、事業評価シートの内容に対する意見等、皆様から出た意見をまとめさせていただきました。

　人員不足、時間外労働、休暇の不消化など職員が疲弊する要素が多い。職員の疲弊は虐待につながるおそれもあることから、フォローを適切に行うとともに、オーバーワークとならないよう配慮しながら、事業所が十全に運営できるよう人員の確保及び配置が適切になるよう早急に見直しを行っていただきたい。

　必要となる知識・スキルの習得と、業務内容や仕事の方向性を統一するためにも、職員研修が適切に行われるようにしていただきたい。

　計画、運営方針に事業所ならではの特色が感じられず、具体性が欠けている。より詳細に記載するか、日誌等を添付していただきたい。

　利用者の虐待防止等の権利擁護の配慮について、具体的な取組内容を示していただきたい。

　次に、５番のその他助言等です。利用者またはその家族に対して適切な事務及び会計処理が行われるようにしていただきたい。

　災害発生時に利用者、職員の安全が確保されるよう、防災訓練が行われるようにしていただきたい。

　以上です。

　事務局としては、これを通知の案として御提示させていただき、皆様の御意見を頂戴した上で、内容を決定させていただければと存じます。

　以上です。

【会長】ありがとうございました。それでは、委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

　お願いします。

【委員】　　前回このふわふわの管理者を呼んで、ここでお話ししていただいたのはたしか３月だったと思うのですけれども、それから皆さん、ニュースを御覧になった方、たくさんいらっしゃると思うのですけど、先日、東海のほうで事業所の指定取消しになった施設が何か所か、４か所確定しているのがありました。それについて東京というか、関東はどうなっているのかという、きちんとした説明をしてもらいたいのと、ふわふわ東久留米では、定員２０名のところを職員不足によって定員が今１０名ということで利用者を１０名しか預かれない状況でありまして、その中でも１人はお金がないという人とか、あと１週間に１回しか泊まっていないとか、明らかにその事業所としてそれだと収入がないんですよね。でも、赤字経営になるわけで、それをどう対処されているのかなとか、その辺のところもちょっと付け加えていただけたらと思います。

【会長】　　ありがとうございました。今の東京都はどうなのかということについて情報があればお願いいたします。

【管理係長】　　具体的に東京都の事業所がどうなのかというところは決定していない状況ではあるかと思うんですけれども、一般的には愛知県のほうでグループホームが資格停止になったというところで、そういう形ですと企業のほうで欠格事項みたいな形で、資格停止という処分が行われる方向になるのではないかと思います。それが全国的に適用されるというところなのかというところはあるんですけれども、まだ、グループホームふわふわ東久留米は、事業の開始が令和５年６月１日ということで、基本的には６年間の指定期間がございまして、今回の処分の内容ですと更新の際に、その欠格事項の方がいらっしゃると更新ができないという形にはなるかと思うんですが、そういった方がもし代わられて、事業所のほうが正常な運営ができているという状態であれば恐らく更新ができる状況になるのかなというところではあるかと思います。ただ、方向性は未定かと思いますので、また何かお知らせできることがございましたら、お知らせをさせていただければと思います。

　以上でございます。

【会長】　　ありがとうございます。今、委員から御提案があった追加、追記する事項等については、その都度やり取りをしたほうがいいのか、委員の皆さんからのある程度、意見を先に出していただいたものを最終的に事務局で整理するという形をとったほうがいいか、どちらにしましょうか。

【地域支援係長】　　最終的に整理させていただくという形でやらせていただければと思います。

【会長】　　ありがとうございました。ということですので、皆様、御意見をお寄せください、いかがでしょうか。

　お願いします。

【委員】　　利用されている方は、相当心配されていると思うし、全国で百二十幾つか、恵さんが運営しているグループホームがあるので、そこが全部停止になってしまうと本当に行き場がなくなってしまうので、とにかく内容を改善していただいて、継続するような方向でやってもらいたいなと思うんですけれども、聞き取りの際に、施設長が８か月、ほぼ住み込みで勤務していて、体調を崩されて当日は不在だったということで、そのときにサビ管の方が青梅の施設から職員を応援で派遣してもらえるからというふうな話はあったんですけれども、その後の東久留米の人員配置は改善されたのかどうなのかというのをちょっと確認しておきたいなと思っていますが、どうですか。

【地域支援係長】　　事業所から人員配置の改善等の報告は上がってきておりません。

【委員】　　ちなみに体調不良でお休みしていた施設長は、５月から復職したと伺っています。

【会長】　　お願いします。

【委員】　　実はグループホームはいろいろ課題が多くて、青梅で事業廃止になったグループホームがあるんです。ちょっと虐待が多くてそれで廃止になったんだけども、そこの職員が結構青梅の事業所のほうに再就職されていて、なかなか障害のある人を支援していくというような対応ではない。私もきょうされんに所属しているので、情報がいろいろ入ってきて、青梅でも加盟があるので聞いたんですけれども、単に人員配置すればいいという問題ではなくて、ここにもあるように利用者の虐待防止や権利擁護の点についてもしっかり勉強していただいて、学習していただいて、支援に入ってもらえるといいなというふうに思っているんですけども、先ほどからあった住み込みでというところで、そういう職場環境のストレスが虐待につながるケースが多いということも話としてありますので、通知とは別で、市のほうでも状況を確認していただくとありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　状況を確認させていただいて、委員の皆様にそれを共有させていただいて、その後に、評価結果通知を発送させていただければと思います。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございました。

　お願いします。

【委員】　　短期入所も、うちの利用者さんで短期入所を利用されていた方がやはり人員配置の関係、職員がいないということで、今、受けていないというふうになっています。短期入所の点も確認をお願いしたいということが１点と、この通知書なんですけど、意見等とかその他助言に対して、向こうからの回答みたいな期限というか、この通知書を出した後の流れを教えていただきたいんですけれども。

【障害福祉課長】　　こちらの評価結果通知書は、事業所に通知をするといった形になりまして、自立支援協議会からの助言や提言を受けて、事業内容等の見直しを行っていただき、この自立支援協議会に年１回、事業運営状況を御報告いただくような形になりますので、そのときに、この改善状況を自立支援協議会の中で確認をしていければと考えてございます。

　以上でございます。

【会長】　　ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。お願いします。

【委員】　　日中一時支援型グループホームってなかなか運営は厳しい状況があって、今回ふわふわ東久留米は、東久留米につくる前に食事のことでニュースとしてはめぐっていましたよね。東京都が認可するのでなかなか難しいとは思うんですが、先日、ある自治体で新たな日中一時支援グループホームを立ち上げ、やりたい、参入したいという事業所の認定を、自立支援協議会で事前に見学等を視察した時点で、趣旨とか人員配置とかそういうところを検討して、そこでは受け入れられないということでお断りしたケースがあるんですけども、グループホームが立ち上がって、入居者がいて、そこで問題が起きてしまったら結構大変なことになってしまうので、事前に何かしっかりとやり取りができるような仕組みみたいなのも、ちょっと考えたほうがいいのかなというふうに思うんです。そこら辺も自立支援協議会の中でも検討をしていただけるとありがたいなと思います。

【会長】　　ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

　それでは、今委員からたくさん御意見出ましたので、評価、前回の評価、前回のヒアリング以降の経緯も踏まえて、あるいはその後の改善の経過をきちんと確認していただくということも踏まえて、障害福祉課のほうで整理をしていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。お願いします。

【障害福祉課長】　　評価結果通知書をまとめるに当たって、事業所の状況の確認を障害福祉課で行います。また、先ほど御意見をいただきました、収入確保に取り組むというようなことを自立支援協議会の意見として言うのが難しいのかなと考えておりますが、書き方で何かあれば教えていただければと思います。

【委員】会計上のことを書くというのはなかなか難しいと思うので、使い方ですよね。利用の仕方が１週間に１回しか泊まっていない人とか、収入にならないじゃないですか、グループホームで１週間に１回しか泊まっていないんだったらショートでいいじゃないですか。なので、やっぱりそういう人はやめていただくか、使い方を変えてもらうかというふうにしてほしい、相談支援員さんに相談したらいいんじゃないかなと思うんですけど。

【会長】　　お願いします。

【委員】　　グループホームについては、やっぱり週に１回とか月に何回所属したいということでやっている御家庭も結構あって、前の東京都の補助金が休んでも出るという時代があったんです。もう３年、４年ぐらい前。そのときは本当に月に１回とか２回とか所属してれば、事業所としては東京都から補助金もらえるので、いてくれるだけでよかったんですけども、福祉サービスを使うということは、その人の権利だからどう使うかというのはやっぱり事前に事業所が面談して、こういう使い方をしてほしいというふうに事業所の責任でやっていかないと、利用者に対してそこを行くというのはなかなか難しいような気がするので、そこも本当はふわふわのほうで管理するというのが一番いいのかなと思っているから、その相談支援の人にもうあなたは少ないからやめたほうがいいんじゃないのというのは、なかなか厳しいかなと思いますが、どうですか。

【会長】　　お願いします。

【委員】　　やっぱりなかなかやめろとは言えないんですけど、事業所としては、運営のことも考えていかなくちゃいけないのは当然だと思うので、契約上でちゃんと前もって契約して、月にどれぐらいの利用とかそういう契約をきちんとしてくださいねとか、何かそういう言い方はどうなんですかね。できるんだったらそっちじゃないかなと思いますけど。

【会長】　　今のやり取り、恐らく利用者様とその家族に対して適切な事務及び会計処理が行われるようにというところをもう少しだけ踏み込んで具体的な表記がいいという趣旨で間違いないですか、ありがとうございます。多くの利用希望者にサービスが行き渡るようにみたいなことを考えていただく、そういう表現であれば、ある程度ニュアンスは伝わるかなという気はしましたが、あくまでこれは僕の意見です。いかがでしょうか。

　お願いします。

【委員】　　あともう１点いいですか。身体、知的、精神、３障害受け入れているということなんですよね、１０人いる中で。それってどうしてかなと。会社の方針なのか分からないですけど、明らかに無理があるんじゃないかと思っているので、３障害に対応できる職員がちゃんといるかといったら、いないわけですよ。なので、そこら辺もちょっと通知書に加えていただけると。

【会長】　　お願いします。

【委員】　　本当に蓋開けたらあけたらそんな感じだったというところでは、先ほど言ったように事前にそこら辺の対象の人たち、障害はという中で誰が対応するんですかみたいなやり取りがあって、それなら安心して開所できますよね、認められますよねとなれば一番スムーズなんだけど、蓋を開けて、あれ、あれ、みんないるんだ、いるならいるなりにちゃんと配置してほしいよねというのを後づけでやるのはなかなか難しい状況ではあるので、そこはやっぱりできればふわふわさんのほうから、いろいろな障害があってなかなか難しいのでということで相談してもらって、我々がどういうアドバイスができるかというような感じで進めていかないと、利用者の人権にも関わってくるので、そういう意味では丁寧にやっていく必要があるかなと思っているので、できれば事前のところでチェックができる、もうちょっと厳しくチェックできると、こういったときの対応に、利用者の人たちのあれは少なくなるかなと思っていますので、そこら辺も検討をよろしくお願いします。

【会長】ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】日中支援型のグループホームって東京以外だと埼玉県のほうにすごくいっぱいあるんですよ。この３障害、いらっしゃるんですよね。結構、普通に組み合わされているし、僕らにとっても貴重な地域資源であって、何とか立ち直ってほしいなと思うんですけども、ここをオープンする前のほかのところでしょうね、あんまり評判ですかね、そういうところでなかなか就職希望する方がいらっしゃらないというところではあるんじゃないかなと思うんですけど、何で人が集まらないのか不思議ではあるんですよね。なので、３障害を対象にするということに特別問題はないかなと思うんです。普通にほかで運営はしています。なので、ほかでどう運営しているかというのは、その恵さんとかでちょっと勉強していただくというのが大事なんじゃないかなと思います。

【会長】　　ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】　　今の話、付け加えるとしたらやっぱり職員のスキルを高めるために、いろんなところに行って見学して、学んでほしいというような、せっかく３障害対応してやってくれているんだったら、そういった研修をしっかり充実させてほしいというような内容を付け加えるといいかなと思っています。

　ちなみになんですけど、うちのグループホームのパートさんが、ここに面接に行ったんだけど、やっぱり安くて駄目だって戻ってきた経過があるので、ちょっと厳しいのかもしれない、運営的に、もうちょっとしっかりと職員が安心して働けるような体制でないといけないのかなと。あとはこのニュースが広がっちゃったことで、なかなかやっぱり人が集まらないんだろうなと、そういう意味では本当に利用者さん大変だろうなと思うので、すみません。

【会長】　　ありがとうございました。そのほかはいかがですか。お願いいたします。

【委員】　　実はうちの卒業生にも千葉のほうのふわふわに入っている方がいるんです。やっぱりその方が決まる経過も、その前からふわふわさんのそういう話が出ていたので、やっぱり空きがあるからというので、児童養護の方だったので入らざるを得ない、出なければならないという状況だと。やっぱり空いているからといって入っていくという、やっぱりそこのところは外からの目というのも大事なのかなと思いながら、今のお話を聞きながら、その方も相談のほうでこの後はフォローしていくというようなところですけど、実際に私たちは外からの目でこういう人員のこととか、職員の専門性みたいなところはあるんですが、やっぱり利用者さんがどういうふうにそこの中で暮らしているのかみたいなというのを一番近く、モニタリングという形で相談支援専門員さんが関わってくるという、そういうところの声とかもちょっと拾いながら、両方で評価していくというのがこの先、求められてくるのかななんていうのを感じたので、できるかどうか分かりませんが、実際利用されている方の相談支援専門員さんがどういうふうにお話を聞き取っているのか、状況を知っているのかなというのも聞けると、評価というところもう少し透明化してくるんじゃないかなというのは感じました。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございました。そのほかいかがですか。ありがとうございます。たくさん出ました。たくさん出たと言って片づかないぐらいたくさん出たんですが、今、委員の皆様から出た御意見を整理していただいて、評価のブラッシュアップを事務局にお願いしたいと思います。

　それでは、３）番の協議を一度切らせていただきます。

　それでは、今後事務局は状況確認をしていただいて、協議会への共有の後に必要に応じて通知案に意見を反映させて、事業者に通知をしていただくという形でお願いしたいと思います。

　続いて、協議の４）青年・成人期の余暇活動の検討体制についてです。事務局より説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】　　資料の４を御覧ください。

　青年・成人期の余暇活動の検討について、御説明をさせていただきます。まず、１の検討についてというところを御覧いただきたいと思いますが、本市におきましては、令和元年度から市内で青年・成人期の余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を実施しております。現在週１回ということで行っておりますけれども、さいわい福祉センターとの調整の中で、今後週２回での貸出しが可能というところまで、調整をしているところでございます。今後、施設代表者会で、情報提供を行っていきまして、利用調整を進めてまいりたいと考えてございます。

　また、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定過程におきまして実施しましたパブリックコメントでは、青年・成人期の余暇活動の事業化を求める意見が複数寄せられた状況でございます。こうしたことから同計画では、コラム的な位置づけにはなっているんですけれども、一歩踏み込んだ形で、「生涯学習や地域生活支援拠点の考え方も踏まえ、本市における青年・成人期の余暇活動について地域自立支援協議会などで調査・研究していく。」と今回の計画に記載をしたところでございます。

　今期以降、検討、調査・研究をしていくに当たりまして、今回提示をさせていただくのが、２以降に記載した部分になりますけれども、前回の自立支援協議会におきまして、検討をこども部会のほうで行えないだろうかといったところもあったんですけれども、こども部会のほうでの検討というのは難しいといった御報告もいただいたところでございます。

　そういったところから事務局で考えましたのは、現行の３部会という枠組みでの検討というのは難しいという結論になりました。また、検討というところを部会で行うというのも、またハードルが高いのかなと、そうした認識もございました。

　そうしたことから、今回、青年・成人期の余暇活動調査部会を設置いたしまして、先進事例を調査・研究し、本会に報告をする。この報告を受けまして、本会において、本市における青年・成人期の余暇活動の実施について検討していくと、そういった流れを提案させていただきたいと思います。

　具体的には部会の構成は、一番上に斎藤委員、今日欠席されておりますけれども、斎藤委員におかれましては、この青年・成人期の余暇活動の研究をずっとされていることから、非常に知見があるといったところで、この調査部会の部会長をお願いしたいと考えておりまして、斎藤委員には事前に御承諾をいただいてはいるところでございます。

　また、委員の構成につきまして、さいわい福祉センターで、今実際にこの青年・成人期の余暇活動の利用の貸出しというところで関わっていただいておりますことから、河野委員にもこの調査部会のほうに参加をしていただきたいと考えております。

　行政職員で管理係長の畠山、地域支援係長の北原も障害福祉課から参加をさせていただきまして、また、生涯学習的な意味合いも非常に強いことから、教育委員会生涯学習課の生涯学習係長の太田もこの部会に加えさせていただきたく、以上の５名という形で、その部会構成の案として提起をさせていただいております。

　続いて検討のスケジュールでございますけれども、一番上に書いておりますのが本日の本会で、調査部会を御承認いただけましたら、５月から１０月までの間に、調査部会において、先進事例の調査・研究を進めていただきたいと考えておりまして、１１月に第３回の本会がございますので、こちらで調査結果の報告を行いまして、残りの来年１月、２月で第４回、第５回と地域自立支援協議会の本会を予定しておりますので、この中で検討をしていければと考えております。

　第４回のところで、事務局の案として提示をさせていただいて、第５回までで本会での検討という流れで進められたらと考えてございます。

　事務局としての提案は以上でございます。

【会長】　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明におきまして、委員の皆様から御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

　お願いいたします。

【委員】　　この部会は、自立支援協議会の要綱のどこに該当させてあるのか、もう一度再度確認したいとお願いいたします。

【会長】　　いかがでしょうか。

【障害福祉課長】　　調査部会につきましては、非常に時限的にというか、この検討、調査自体を１０月まで行うというようなスケジュールであることから、事務局としては会議の中でお認めをいただいて、調査部会を時限的に設置したいと考えておりますので、要綱に反映させることは考えていなかった状況でございます。

　以上でございます。

【会長ありがとうございます。すみません、関連して私からも一つ質問していいですか。第７条の第２項はここに該当しないんですか。

【障害福祉課長】　　常に検討、調査・研究等を行っていくという形で、こども部会、就労支援部会、住みよいまちづくりといった３つの部会を設置してございますので、定例的にこの部会で活動いただくようなことを考えているんですけれども、今回、御提起させていただいておりますのは、あくまでこの先進事例の調査・研究を時期を区切って、調査を行うことから、要綱の改正までを行うことなく、今回のこの会議の中での決定をもって部会を設置いたしまして、第３回で報告をしていただくといった流れで考えてございました。

　もし委員の皆様の中で御意見があるようでしたら、要綱改正といったところも対応はしてまいりたいと考えておりますが、その辺り御議論をいただければ幸いでございます。

【会長】　　お願いします。

【委員】　　時限立法ということであればこれでいいと思います。基本１年ですよね。決まれば、もうその後は出発するわけですから、それが決まったらなくなるわけですから、時限立法ということで進めて、私は大丈夫だと思います。

【会長】　　ありがとうございました。そのほかの御意見いかがでしょうか。お願いします。

【委員】　今、さいわいをお借りして使っているのはかるがもと優友の２事業所だけなんです。もしかしてもう１日増えたら、どこかほかの事業所が手を挙げるかもしれないんですけど、今やっている事業を今後展開していくのか、全く別物としてのことを考えるのか？　部会では、例えばさいわいを使ってやっていく週２回の利用を各事業所がそれぞれ話し合ってやってくださいという事業の話しなのか、全く別物で何か別のことをやるという部会でそれが決まりましたというのであれば、そこはそれで終わりなのかなと思います。青年余暇のイメージというのが、話し合っていく中で変わっていくかもしれないんですけど、現時点でのイメージを教えていただけますか。

【会長】いかがでしょうか。

【障害福祉課長】　　さいわい福祉センターの施設を貸出しをして行っている事業は継続をしてこのまま行っていくことを考えております。それとは別に、市として事業としての立ち上げる場合に、どういったものが考えられるかというものを先進事例を調査・研究をした上で、本協議会の中で、市としてできる余暇活動というものを考えていきたいと考えております。

　具体的には、東京都の包括補助金を使った事例として御紹介がされておりますのは、幾つかの自治体の事例を見ますと、御自分で通ってこられる方に対して、月に２回とかという形でレクリエーションとか生涯学習活動といったものを提供ができるような体制を行っている事業が、先進事例として紹介をされているところでございます。調査研究に関しましてはこれから進めていきますが、今の事務局のイメージとしては、そういったものを考えてございます。

　以上でございます。

【会長】　　ありがとうございました。関連していかがでしょうか。よろしいですか。それでは、期限つきの部会ということで、特にこれ以上御意見がもしないようであれば、事務局から提案していただいた形での検討体制を組んでいただくということになろうかと思います。よろしいでしょうか。

　ありがとうございました。それでは、事務局の案に沿った形での検討を進めていただくということで、お願いしたいと思います。

　それでは、次第の５番に移ります。その他に移ります。何か報告、あるいは報告事項がありましたらお願いいたします。

【地域支援係長】　　事務局より１点御連絡です。

　今年度の協議会のスケジュールについてです。今年度は、全体で５回の開催を予定しております。第２回以降のスケジュールをお伝えさせていただきます。第２回協議会は、７月３０日の火曜日を予定しております。続きまして、第３回は１１月１１日の月曜日です。続きまして、第４回は１月１７日金曜日です。第５回は２月１７日月曜日を予定しております。

いずれも日程変更の場合もございますが、日程が変更となった際には速やかに御連絡いたしますので、できるだけ御参加いただきますようお願いいたします。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。事務局のほうで用意してもらっている議題は以上ですけれども、もし委員の皆様から御発言がありましたらお願いいたします。

　それでは、本日の議題はこれで全て終了です。議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

　追って事務局より、議事録の確認があると思いますので、委員の皆様におかれましては、議事録の御確認をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。これにて第１回の協議会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

――　了　――